

報告第5号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第13号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年（2023年）8月2日

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市は、次のとおり市道の管理の^{かし}瑕疵による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和5年（2023年）4月15日午後6時頃、
において、市道の維持管理が不十分であったため、道路側溝から長期間漏れ出していた雨水が地中土砂を削り出したことにより道路が沈下し、隣接する相手方が所有する石垣が崩落した。

この事故は、市道の管理の瑕疵によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金2,000,280円

3 賠償の相手方





※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第 7 1 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

宝塚市健康づくり審議会	市民の健康づくりの推進に関する重要な事項についての調査、審議に関する事務	17 人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 1 人 保健医療の関係者 5 人 市内の公共的団体等の代表者 6 人以内 公募による市民 3 人 関係行政機関の職員 2 人
-------------	--------------------------------------	---------------------------	--

附 則

この条例は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

議案第72号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第5項中「現在。」の次に「第20条第4項及び」を加える。

第20条第3項後段中「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの」を削り、「当該各号に定める額」を「次の各号に掲げる額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前2項の職員(定年前再任用短時間勤務職員に限る。)の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

第20条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第5項及び」及び「において準用する第19条第5項」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

第26条第8項後段中「給料の月額」を「給料」に改める。

附則第46項中「第20条第4項」を「第20条第5項」に改める。

別表第7中「6, 930円」を「7, 010円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第7の規定は、令和5年10月1日から適用する。

議案第 73 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条を削り、附則第 1 条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 74 号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 7 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和59年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「距離として」の次に「消防長又は」を加える。

第5条の2第1項第1号ア及び同項第2号イ中「鋼板」を「鋼板」に改める。

第15条第1項第3号中「消防署長」を「消防長」に改め、同項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削り、同条第2項中「消防署長」を「消防長」に改める。

第15条の2第1項第1号中「消防署長」を「消防長」に改め、同項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第17条第2項中「、第6号」を削り、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第15条の2第1項第4号」に改め

る。

第23条中「所轄消防署長（以下「消防署長」という。）」を「消防署長」に改める。

第24条第1項第1号中「距離として」の次に「消防長又は」を加える。

第25条第1項第2号中「において」を「に置いて」に改める。

第35条第5項中「吸い殻容器」を「吸殻容器」に改める。

第44条の2中「消防長」の次に「又は消防署長」を加える。

第54条中「消防署長」を「消防長又は消防署長」に改め、同条第16号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

第55条の2第1項中「消防署長が」を「消防長が」に、「消防署長に」を「消防長又は消防署長に」に改める。

第57条中「第12号」を「第17号まで」に改める。

別表第3中

「

上記に分類 されないもの	使用温度が800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50

」

を

「

固体 燃料	不燃 以外	木炭を燃料とす るもの	炭火焼 き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とす るもの	炭火焼 き器	—	80	30	—	30

上記に分類 されないもの	使用温度が800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の宝塚市火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条第1項に規定する蓄電池設備（この条例による改正前の宝塚市火災予防条例（附則第4項において「旧条例」という。）第17条第1項に規定する蓄電池設備に該当するものに限る。次項において同じ。）のうち、新条例第15条第1項第4号（新条例第12条の2第1項及び第3項、第15条第3項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備のうち、新条例第17条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備（旧条例第17条第1項に規定する蓄電池設備に該当するものを除く。）のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例第17条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第76号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宝塚市水道事業給水条例（昭和36年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第25条関係）

区分		基本料金（1月につき）	従量料金（1月における使用水量1立方メートルにつき）						
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
一般 用（公 衆浴 場用 及び 臨時 用以外 のもの をい う。）	13ミ リメー トル	900円	10立 方メー トル以 下の分	10立 方メー トルを 超え	20立 方メー トルを 超え	30立 方メー トルを 超え	40立 方メー トルを 超え	50立 方メー トルを 超え	300 立方メ ートル を超え る分
	20ミ リメー トル	1,150円		方メー トル以 下の分	方メー トル以 下の分	方メー トル以 下の分	方メー トル以 下の分	立方メ ートル 以下の 分	300円
	25ミ リメー トル	1,820円	10立 方メー トル以 下の分	10立 方メー トルを 超え	20立 方メー トルを 超え				280円

30ミ リメー トル	5,600円	方メー トル以 下の分 160円	方メー トル以 下の分 190円				
40ミ リメー トル	11,200円						
50ミ リメー トル	22,400円						
75ミ リメー トル	28,000円						
100 ミリメ ートル	56,000円						
150 ミリメ ートル	84,000円						

	200 ミリメートル 以上	別に管理者 が定める。						
公衆浴場用	2,000円							50円
臨時用	4,000円							400円

備考 用途適用基準は、別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の使用水量に係る水道の給水料金について適用し、施行日前の使用水量に係る水道の給水料金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定にかかわらず、施行日から令和7年3月31日までの使用水量に係る水道の給水料金については、附則別表の規定を適用する。

4 前2項の場合において、施行日又は令和7年4月1日以後に初めて徴収する水道の給水料金のうち、その算定の基礎となる使用水量の使用期間（以下「第1期分使用期間」という。）に施行日又は令和7年4月1日前の使用期間を含むものについては、当該使用水量を第1期分使用期間において各日均等に使用したものとみなし、算定する。

附則別表

区分	基本料金（1 月につき）	従量料金（1月における使用水量1立方メートルにつき）						
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
一般 用（公 衆浴 場用 及び 臨時 用以 上）	850円	10立方 メートル 以下	10立方 メートル を超え 21円	20立方 メートル を超え 30立方 メートル	30立方 メートル を超え 40立方 メートル	40立方 メートル を超え 50立方 メートル	50立方 メートル を超え 300立方 メートル	300 立方メ ートル を超え る分
臨時 用以 下）	1,075円		20立方 メートル を超え 30立方 メートル	30立方 メートル を超え 40立方 メートル	40立方 メートル を超え 50立方 メートル	50立方 メートル を超え 300立方 メートル	300 立方メ ートル を超え る分	280円

外のもの をいう。)			下の分	下の分	下の分	下の分	以下の
			135円	168円	220円	240円	分
25ミ リメー トル	1,560円	トル以 下の分 140円	10立	10立	20立		260円
			方メー トルを	方メー トルを	方メー トルを		
			超え	超え			
			20立	30立			
			方メー トル以	方メー トル以			
30ミ リメー トル	4,800円	下の分 140円	下の分	下の分			
			140円	170円			
40ミ リメー トル	9,600円						
50ミ リメー トル	19,200円						
75ミ リメー トル	24,000円						

100 ミリメートル	48,000円								
150 ミリメートル	72,000円								
200 ミリメートル 以上	別に管理者 が定める。								
公衆浴場用	2,000円								50円
臨時用	4,000円								400円

備考 用途適用基準は、別に管理者が定める。

議案第 77 号

令和 4 年度宝塚市水道事業会計決算認定について

令和 4 年度宝塚市水道事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

議案第78号

令和4年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

令和4年度宝塚市下水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

議案第79号

令和4年度宝塚市病院事業会計決算認定について

令和4年度宝塚市病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

議案第80号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の
変更について

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））、令和5年3月29日議案第31号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

「1	契約の目的	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5）	
2	契約の方法	一般競争入札	
3	契約の金額	¥198,000,000.-	
4	契約の相手方	宝塚市小浜3丁目6番5号 株式会社アーデント 代表取締役 吉田 信幸	
5	工事場所	宝塚市長尾台1丁目地内	
6	工事概要	崩壊土砂防護柵工 一式 仮設工 一式	」

中

「3	契約の金額	¥198,000,000.-	」
----	-------	----------------	---

を

「3	契約の金額	¥217,024,500.-	」
----	-------	----------------	---

に変更する。

議案第 81 号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 1））の変更について

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その 1）、令和 4 年 10 月 7 日議案第 102 号で議決、令和 5 年 3 月 29 日議案第 32 号で変更議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その 1）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥416,774,600.-
- 4 契約の相手方 宝塚市小浜 2 丁目 1-2-202
株式会社カナック工業
代表取締役 金 山 敬 姫
- 5 工事場所 宝塚市千種 1 丁目外地内
- 6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9～9.5m、H=1.7～8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：102枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：93枚(Ⅲ・Ⅳ型)
F側：21枚(Ⅲ型)
鋼矢板引抜北側：154枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：145枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)
地中障害物除却、薬液注入、覆工板工等
工事用道路工 一式
構造物撤去工 一式
交通管理工 一式

中

「3 契約の金額 ￥416,774,600.- 」

を

「3 契約の金額 ￥403,034,500.- 」

に、

「6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9～9.5m、H=1.7～8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：102枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：93枚(Ⅲ・Ⅳ型)
F側：21枚(Ⅲ型)
鋼矢板引抜北側：154枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：145枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)
地中障害物除却、薬液注入、覆工板工等
工事用道路工 一式
構造物撤去工 一式
交通管理工 一式 」

を

「6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9～9.5m、H=1.7～8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：103枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：94枚(Ⅲ・Ⅳ型)
鋼矢板引抜北側：154枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：145枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)
薬液注入、覆工板工等

工事用道路工 一式
構造物撤去工 一式
交通管理工 一式

」

に変更する。

議案第 82 号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 救急自動車 1 台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市西消防署 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市西消防署の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥22,990,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市須磨区大池町 3 丁目 1 番 1 号 |

兵庫トヨタ自動車株式会社

特販営業所所長 白 根 浩 司

議案第 83 号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 救急自動車 1 台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市西消防署 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市西消防署の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥22,990,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市須磨区大池町 3 丁目 1 番 1 号 |

兵庫トヨタ自動車株式会社

特販営業所所長 白 根 浩 司

議案第 85 号

公の施設（宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館）の指定管理者
の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第
6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市小浜 1 丁目 1 番 11 号
公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社
代表理事 田名網 陽 子 |
| 3 指定の期間 | 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から
令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで |

議案第 86 号

公の施設（宝塚市立高司グラウンド）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立高司グラウンド
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市小浜 1 丁目 1 番 11 号
公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社
代表理事 田名網 陽 子
- 3 指定の期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から
令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

議案第 87 号

公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立売布北グラウンド
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市小浜 1 丁目 1 番 11 号
公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社
代表理事 田名網 陽 子
- 3 指定の期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から
令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

議案第 88 号

公の施設（宝塚市立花屋敷グラウンド）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立花屋敷グラウンド
- 2 指定管理者となる団体 神戸市中央区海岸通 6 番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒 谷 明 彦
- 3 指 定 の 期 間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から
令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

議案第 89 号

公の施設（宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館）

の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館
- 2 指定管理者となる団体 東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階
アクティオ株式会社
代表取締役 淡 野 文 孝
- 3 指定の期間 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から
令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

議案第90号

公の施設（宝塚市営住宅）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市営住宅 |
| 2 指定管理者となる団体 | 西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役 福田 慎太郎 |
| 3 指定の期間 | 令和6年（2024年）4月1日から
令和11年（2029年）3月31日まで |

議案第91号

公の施設（宝塚市公益施設）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市公益施設
- 2 指定管理者となる団体 神戸市中央区海岸通6番地
国際ライフパートナー株式会社
代表取締役 荒谷明彦
- 3 指定の期間 令和6年（2024年）4月1日から
令和11年（2029年）3月31日まで

議案第92号

公の施設（宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎））の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立文化施設及び宝塚市立宝塚文化創造館（宝塚音楽学校旧校舎）
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市栄町2丁目1番1号
公益財団法人宝塚市文化財団
代表理事 秋山文子
- 3 指定の期間 令和6年（2024年）4月1日から
令和11年（2029年）3月31日まで

議案第 93 号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 54 年 4 月 1 日規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第 15 条 組合が解散した場合には、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

議案第94号

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について

地方自治法第288条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）9月1日提出

宝塚市長 山崎晴恵

丹波少年自然の家事務組合の解散

令和6年3月31日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散する。

議案第 95 号

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法第 289 条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴う財産処分について関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）9 月 1 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う財産処分

丹波少年自然の家事務組合（以下「組合」という。）の財産を次のように処分する。

- （1） 組合の解散時に保有する一切の財産、権利等は丹波市に帰属させる。
- （2） 前号に伴い必要となる経費については、関係地方公共団体が負担することとし、組合に拠出する。

